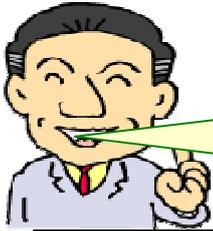


その他の法改正

【欠格事由の明確化（法第7条の2）】



実施方針、入札説明書には、記載されていたが法的規定
なかった入札（公募）に参加できない欠格対象者を今回の
改正で「欠格事由」として明確規定。

【欠格事由】

1. 法人でない場合
 2. 破産手続開始決定を受けている場合
 3. 運営権を取り消されて5年以内の場合、及びその親会社等
 4. 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年以内の者が事業活動を支配している場合
 5. 役員が次のいずれかに該当する場合
 - ・成年被後見人等
 - ・破産手続開始決定を受けている者
 - ・禁固以上の刑を受けて、執行後5年以内
 - ・暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年以内
 - ・運営権を取り消された事業者の役員であり、取消から5年以内
 6. 親会社等が上記のいずれかに該当する場合
- ※「親会社等」の定義については、今後政令で規定。

【技術提案制度の導入（法第7条の3）】



一般の公共工事について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以降「品確法」と記す。）により導入されている**技術提案制度**を、PFI事業にも導入する。
これにより民間の有する技術、ノウハウ等を今まで以上に引出すことでPFI事業による公共サービスの充実、質、信頼の向上につなげる。

【概要】

1. 公的主体は、PFI事業に関する技術又は工夫についての提案（技術提案）を求めるよう努める。（品確法：第12条第4項に対応）
2. 公的主体は、技術提案をした者に対し、当該提案について改善を求め、改善を提案する機会を与えることができる（技術対話）。（品確法：第13条第1項前段に対応）
3. 高度な技術・優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。（品確法：第14条に対応）

（内閣府 PFI法改正法に関する説明会資料より）